

新潟県選挙管理委員会規程第16号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
新発田市	(略) 介護老人保健施設 二王子	(略) 新発田市虎丸452	新発田市	(略) 介護老人保健施設 二王子	(略) 新発田市虎丸452
	介護医療院 豊浦壺 番館	新発田市荒川甲1 <u>611番地8</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。